

「表紙共15枚」

令和7年9月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和7年10月8日(水曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 原田文利
2 番 中島浩司	12 番 中島幸一郎
3 番 飯田 隆	13 番 平川 修
4 番 穴井浩司	14 番 横田秀喜
5 番 河津祐二	15 番 川津清則
6 番 川良澄子	16 番 井上俊勝
8 番 湯浅正徳	17 番 財津満寿光
9 番 樋口虎喜	18 番 梶原真悟
10 番 高瀬義徳	19 番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 麻生純一 主査 藤原東託 主査 松岡政則

9 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請取下げ願いの件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請取下げ願いの件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第5号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について

第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第7号 10月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地所有適格法人要件該当確認の件

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

第4号 農地法第5条第1項第1号該当による届出の件

7 その他

(1) 令和6年度の農地利用状況調査の結果及びあっせん面積の報告

(2) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 10番 平川 修 委員

(3) 10月現地調査

[日時] 10月27日(月) 午前9時～ *調査委員

(4) 10月調査委員会

[日時] 10月30日(木) 午前9時～ *会長・副会長・調査委員

(5) 10月定例総会

[日時] 11月10日(月) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(6) 行事日程

10月22日(水) 大分県農業会議 常設審議委員会(大分市) *会長

(7) その他

・9月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日

・9月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、東有田①区域担当の種本推進委員、三花区域担当の酒井推進委員から欠席の連絡をいただいています。</p> <p>日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきます。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長の指名をした後に発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになりますので、これより会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。改めまして、こんにちは。</p> <p>稲刈り等で忙しい中、出席、誠にありがとうございます。</p> <p>まだまだ暑い中での作業でございますが、熱中症には気をつけてください。</p> <p>また、農地パトロールにつきましては、暑い中、また雨の中で、大変ありがとうございました。集計をした後に、今後日田市の役に立てて参りますので、本当にありがとうございました。</p> <p>10月の18日です。棕野市長の方に『農地利用最適化推進施策に関する意見書』を提出いたしました。</p> <p>これは、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づく意見書でございます。</p> <p>棕野市長には、今以上に日田市農業の現状等を伝えておりますので、理解していただけたものと思っております。</p> <p>また、市長のトップセールス等につきましては、感謝申し上げます。</p>

	<p>それでは、着座いたしまして、議事進行して参りたいと思います。 会議規則第17条により、議事録署名は、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは指名させていただきます。 議事録署名委員、3番 飯田隆委員、5番 河津祐二委員のお二方をお願いしたいと思います。 それでは、議案訂正がございましたら事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。今回、議案訂正はございません。 以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では早速、審議に入りたいと思います。 今回の調査委員です。4番 穴井浩司委員、12番 中島幸一郎委員、14番 横田秀喜委員の3名の方でございました。 調査委員長を4番の穴井浩司委員の方をお願いしたいと思います。</p> <p>穴井浩司委員、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (穴井浩司)</p>	<p>皆さん、こんにちは。 今月の調査委員長を仰せつかりました4番 穴井でございます。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>9月の24日に、12番 中島幸一郎委員、14番 横田秀喜委員と、あと事務局4名と現地を見てもらっております。</p> <p>今月につきましては、3条申請が3件、5条申請が6件でございましたので、件数が少なくて、また近いところでもございましたので、午前中に現地調査が終わったところでございます。</p> <p>内容の詳細につきましては、事務局の方から説明がありますので、どうぞ、慎重な審議をよろしく願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは1頁でございます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。それでは議案書1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。今月は3件申請がありました。番号52、大字花月〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が64㎡です。</p> <p>譲渡人は東京都の〇さん、譲受人は伏木町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドにいけます。県道日田山国線を伏木町多目的交流館方面に進みました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。</p> <p>続いて番号53、大字内河野〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計2,526㎡です。</p> <p>譲渡人は福岡県の〇さん、譲受人は内河町の〇さんです。農地を処分するため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドに行きます。県道朝田日田線を石井小学校方面に進み、内河町公民館付近の赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しております。〇の現地の写真になります。〇の現地の写真になります。</p>

<p>調査委員長 (穴井浩司)</p>	<p>続いて番号 54、大字日高〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計 1,382 m²です。 譲渡人は 3 人共有でありまして、下井手町の〇さんと下井手町の〇さん、静岡県〇の〇さんです。譲受人は、三芳小淵町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農したい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドに行きます。国道 386 号を三芳小学校方面に進んだ赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。この〇さんは、〇の社長さんでありまして、令和 7 年 9 月 12 日に会長面談を行いました。父母との 3 人で耕作を考えており、機械等は、所有者の方から、農地と一緒に譲り受けまして、作り方も所有者の方から学ぶ、ということも確認をとっております。〇の転用地と隣接しておりますが、譲受人の方は農業するため購入するということを確認しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。今月の 3 条申請につきましては、3 件でございました。</p> <p>52 番・53 番につきましては、29 日の調査委員会の時に特段問題無いであろう、ということとなっております。</p> <p>また、最後の 54 番につきましては、隣接地を、〇が取得をして、5 条申請が上がっていたところがございます。その一番尻の方といいますか、その農地を、〇の社長さんが購入するということでもございました。</p> <p>審議する中で、会長と、また事務局が、先ほど説明がありました通り、直接面談をして、本人の耕作意思も確認したところでございます。</p> <p>その写真の一番左側の奥の方にですね、農業機械もございまして、これも合わせて、機械も購入するということでもございました。大きい機械ではありませんでしたけども、面積が 1 反 3 畝ぐらいでございますので、この機械で十分であろうということでもございます。</p>
-------------------------	--

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>調査委員会におきましては、許可相当であるということで、結論が出たことを報告いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。</p> <p>資料No.1の1頁目が、農地法第3条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。</p> <p>書類審査、現地確認等で該当しないことを確認しております。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の報告及び調査委員長長の報告にあるように、許可との結論でございます。</p> <p>皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>この54番につきましては、事務局の方においていただきまして、話し合いをしました。</p> <p>その中で、本人は稲を作るということの意思がはっきりしましたので、そうですかという感じで、いたしましたので、ご了解の方をよろしくお願ひしたいと思います。本人の意思確認はできております。</p> <p>何かございますか。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、どうぞ。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい、11番 原田ですけど、54番の件ですが、実際、このように稲を作ってますけども、今、どなたが管理してるか、耕作してるか、確認をしたいです。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。今、3人共有ですが、その中の下井手町にお住まいの○が管理されておると聞いております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、よろしいですか</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>はい。名義は3人ですけど、この方がしているということですね。 はい、わかりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございませんか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無かったら、この件につきましては、別紙チェックシートの通り、農地法第3条第2号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ご承認いただける推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>はい、全員賛成でございますので、第1号議案は原案通り決定いたしました。</p> <p>それでは次に移りますが、今月の議案書を見ていただきましたらわかりますとおり、第2号議案と第3号議案については、先月の同じ案件での取り下げ願いになりますので、一緒に説明させたいと思います。</p> <p>なお、議決につきましても、取り下げの内容が同じ理由でありますことから、あわせて審議していただきたいと考えますが、こういった議事の進め方をさせていただきますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。議案書3頁になります。議案第2号、及び4頁の議案第3号は、ともに先月の定例総会での、農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請案件の取下げ願いの件になりますが、転用者及びその目的が同一でありますので、同時に説明させていただきます。</p> <p>前回の総会では、4条、5条ともに、〇さん個人が養豚場施設用地として転用を行う申請として議案を上程し、許可をいただきました。</p>

	<p>しかしながら、実際に施設建築等の転用行為を行うのは、○さんが代表を務める法人、○であることから、申請者を法人にするよう、県から指導がありました。よって、前回総会での申請の取り下げを行うものでございます。</p> <p>なお、取下げ願いの承認をいただきました後、改めて法人格により、養豚場施設の用地造成から建築までを含めた内容で転用申請を行うものでございます。</p> <p>今回は、事務局の確認不足で、個人と法人を同一人格としてとらえて、案件を誤って取り扱ってしまいました。申し訳ございません。今後、このようなことがないように事務を進めて参ります。</p> <p>再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>はい、それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請取下げ願いの件、あわせて議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請取下げ願いの件の意見でございます。</p> <p>これらの案件に対しまして、何か質問のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>議長、すみません。</p> <p>はい。調査委員長、どうぞ。</p> <p>はい、すみません。 調査委員長から一言ですね。 この案件につきましては、先月、承認を受けたものにつきまして、通常であれば、こういうことが有り得ることは無いんですけども、この事業につきまして、実際は、国の補助事業をもらいながら、施設整備を行</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	
<p>調査委員長 (穴井浩司)</p>	
<p>議長 (石井照久)</p>	
<p>調査委員長 (穴井浩司)</p>	

	<p>うということで、市の議会の方では、9月議会で、養豚環境施設整備事業として、6億2千万円ほどの補助金の額が、市議会で決定されてます。また同じような内容で、県の9月議会におきましても、国の補助を通りますので、国・県・市という流れでお金が下りてまいります。県につきましても補助事業の承認がおりています。</p> <p>どちらも、申請主体と言いますか、補助の対象者が法人になっております。○さんですね。だから、それになりますと、国の補助をもらうということは、会計検査等の対象になりますので、転用者イコール事業実施主体でないと、承認がおりませんので、この取下げについては、妥当であろうということで、調査委員会では承認したところでございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 何か質問ある方おられますか。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、どうぞ。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>はい。11 番 原田ですけど、手続き上のミスということで、逆に申請者に迷惑をかけてるわけですよ。取り下げは、手続き上で問題無いと思うんですけど、次に、再申請が上がってくるんですけど、それもどうなんですか。また、当然、この手続きで遅れてるわけですから、今回、もう申請も上がってると思うんですけど、ミスということで、逆に迷惑かけたということで、本人の方にも、断りは、当然入れたとは思いますが、今後、このようなことは無いようにお願いします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 では、局長、お願いいたします。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>はい。原田委員、ありがとうございます。 本当に事務局の手続きのミスでございます。 申請者ご本人様にも、こちらから、ご連絡をして、謝罪を入れたところでございます。 それから担当課でございます農業振興課とも協議をいたしまして、転用がおりの前に、転用に関係無い部分で、事業を、この1ヶ月は進めるということで話をしております。 この度は、大変迷惑かけて、委員の皆様にも申しわけございませんでした。 また、同案件が、本日、5条の方に出てきますので、ご審議の方、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 何か、他にございますか。よろしいですか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、これら2件の取り下げを承認して、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、取り下げを承認したいと思います。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>続きまして、9頁です。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件、6件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>議案書5頁になります。議案第4号 農地法第5条についてです。今月は6件の申請がありました。番号47、申請地は大字高瀬○の第2種農地です。地目は、登記簿 田、現況 雑種地です。面積は4.64㎡です。</p> <p>譲渡人は琴平町の○さんです。譲受人は琴平町の○さんです。</p> <p>申請理由は、申請地に配水管埋設用地として使用しているが、許可を受けていなかったためです。場所の説明です。市立高瀬小学校から県道小畑日田線を琴平方面に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p> <p>こちらの案件についてですが、譲渡人と譲受人はご兄弟であり、譲受人が○に、平成12年に住宅を建築した際に、隣接農地に自宅から出る排水管を埋設しており、今回、埋設している部分を分筆し、登記名義と登記地目を変更するとのことです。こちらの案件は追認となりますので、始末書を提出していただいております。</p> <p>続きまして番号48、申請地は大字求来里○の第2種農地です。地目は、登記簿・現況ともに畑です。面積は675㎡です。</p> <p>譲渡人は諸留町の○さんです。譲受人は宮崎市の○さんです。申請理由は、申請地を蓄電設備設置用地として使用したい、とのことです。</p> <p>場所の説明です。田島交差点から県道戸畑日田線を求来里方面に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に機器の配置図です。</p> <p>続いて番号49、申請地は吹上町○の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は664㎡です。</p> <p>賃貸人は吹上町の○さんです。賃借人は、三芳小淵町の○さんです。花月川河川工事に伴い、駐車場及び資材置き場用地として、約1年間、一時転用したい、との申請です。</p>
-----------------------	---

場所の説明です。吹上町の花月川沿いの市道北豆田三郎丸線を玉川バイパス方面に進んだ途中にあります赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に利用計画図になります。

続いて番号 50、申請地は大字東有田〇他一筆の第 2 種農地です。二筆の地目は登記簿・現況ともに田です。合計面積は 1,657 m²です。

譲渡人は諸留町の〇さんです。譲受人は東京都の〇さんです。申請理由は、申請地に植林し山林として使用したい、とのことです。

場所の説明です。市立有田小学校前の県道日田玖珠線を、羽田町方面に進んだ途中にある市道本村平島線から入った赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に植林計画図になります。申請地に自社で育てた杉の苗を約 240 本植える予定です。

続いて番号 51、申請地は大字東有田〇の第 2 種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は 1,008 m²です。

譲渡人は諸留町の〇さんです。譲受人は東京都の〇さんです。申請理由は、申請地に植林し山林として使用したい、とのことです。

場所の説明ですが、先ほどの番号 50 と隣接地となっておりますので、省略させていただきます。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。黄色い線部分が先ほど番号 50 で説明した農地になり、赤い線部分が番号 51 の農地になります。現地の写真です。植林計画図になります。こちらの案件も、申請地に自社で育てた杉の苗を約 150 本植える予定です。

続いて番号 52 ですが、先ほど議案第 2 号、議案第 3 号でありました許可申請取下げ願いを申請し、新たに 5 条申請を提出していただいた案件になります。

申請地は大字有田〇他五筆の第 2 種農地です。地目は六筆とも登記簿・現況ともに畑です。合計面積は 3,520 m²です。

譲渡人は、〇が中尾町の〇さん、〇が三芳小淵町の〇さん、〇・〇・〇が中尾町の〇さん。〇が中尾町の〇さんです。譲受人は中尾町の〇さんです。

申請理由は、今まで豚糞尿をバイオマス資源化センターに持ち込み、処理をしていたが、令和8年度末を目途に、バイオマス資源化センターが廃止となることから、豚糞尿の個別処理が必要となり、コンポスト等の養豚場施設整備を行うものです。

場所の説明です。県道日田玖珠線を有田方面に進み、大分自動車道下を東に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。○さんの敷地全体図です。譲受人である○さんが、現在経営しておりますのが黄色い線部分となり、赤い線部分が、今回、5条申請にて増設する部分になります。次に字図です。現地の写真です。農地が広いため、写真を3枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。次に写真方向③の写真です。利用計画全体図になります。○と○の地番にはコンポストを2基設置し、○、○、○には、駐車場及び埋設型防火水槽等を設置するとの計画です。○部分には、主に堆肥舎を建設するとの申請です。

以上、5条は6件となります。

それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。

では、報告させていただきます。

まず最初に47でございます。これにつきましては、水田のコンクリート畔の中に、住宅の排水管を埋設していたというものでございます。ご兄弟で土地の利用されてたようなんですけども、もし名義が変更になった場合が悪いということで、5条申請が上がってきたものでございます。内容については、許可相当ということで、調査委員会で話がまとまったところでございます。

次に48番でございますけど、蓄電設備用地で上がっておりました。これにつきましては、調査員の中から、蓄電装置の音がうるさいんじゃないだろうか、ということで、事務局に調べてもらったんですけども、そこまでの音はしないということで、問題無かろうということになりました。

次の49番につきましては、河川工事のための一時転用でございますので問題が無かろうということにしております。

調査委員長
(穴井浩司)

<p>事務局 (藤原東託)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>あと、50・51 番につきましては、元水田でございますけども、両脇を山林に囲まれまして、農業用水も来るようなところではございませんので、転用についても問題無かろうということになりました。</p> <p>52 番につきましてはでございます。先ほど、お話もありましたように、申請人の変更ということで、○であがってきているものでございます。</p> <p>また、事務局の方に確認しましてですね、最初の土地開発協議を提出した段階で、開発協議につきましては法人であげておったということございまして、本当は、この時点で間違いに気づかなきゃならなかったんだらう、ということでございます。</p> <p>これにつきましても、もう、先月の委員会で許可をしておりますので、名義の変更ということで問題が無かろうということで、調査委員会では、結論が出たところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.の1の2頁から5頁が、農地法第5条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。</p> <p>ただし、番号52の立地基準、地域計画につきましては、令和7年7月に農業用施設用地へ変更しておりますので、該当するにチェックが入っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請の件、6件でございました。追認が47でございます。この6件につきまして、何かご意見等ございますか。</p> <p>はい。</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、どうぞ。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>9番 樋口です。50と51です。申請自体には問題は無いと思うんですが、東京の会社が杉を植えるということで、まずひとつとして維持管理についてです。植えた後、ちゃんと維持管理が出来るのかということがひとつと、〇さんについてですが、今、なかなか杉を植えたりする個人も少ないような感じがしておりますけど、こういった会社なんでしょうか。植えてその材を建築用材にするのか、バイオマスにするのか、とかですね。</p> <p>そういったことがわかれば、ご説明いただければと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。〇さんなんですけども、前回の非農地証明と、転用もそうですけども、この辺の一带の山をもう購入して、植林しているところであります。主に、チップで発電する目的で木を植えて、成長段階の早い、杉の苗を自社で開発して、それを植えてるような会社であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>維持管理とか、それは日田に事務所があったりとか、何かありますか。東京から通ってくるわけじゃないと思いますが。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>豊後大野市に、支店というか会社があって、そこから杉の苗を持ってくるようになっています。あと、ウッドコンビナートの中に、事務所があります。その職員が管理をするということです。 以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。 わかりました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>他に、何かございませんか。 よろしいですか。 (はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、追認が1件でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。 よろしいですね。 (はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい。ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい。ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第4号は、原案通り許可相当といたします。</p> <p>はい。それでは調査委員長さん終了でございますので、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (穴井浩司)</p>	<p>すいません。 皆様の慎重な審議、ありがとうございました。 一言、ちょっと事務局にお願いしたいことがございまして、先ほどの名義の変更する部分ございました。 これにつきましては、担当課、農業振興課とか、また都市整備課とか、そういうところと事前にチェックをしてですね、この申請が1ヶ月遅れることによって、造成工事も1ヶ月遅れてまいります。そうするとまた、補助事業の流れが遅れてまいりますので、出来るだけ申請者に迷惑かけないように、しっかりチェックすることも必要でございますけども、その点だけ、どうぞお願いして、私のご挨拶にさせていただきます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。 お疲れ様でございました。</p> <p>はい、続きまして、8頁でございます。議案第5号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業</p>

<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>委員会の意見について、新規4件、再設定54件、所有権移転0件、中間保有0件、配分替0件でございます。</p> <p>事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは議案第5号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について、申し上げます。</p> <p>今回は、令和7年12月1日より、農地中間管理権の設定を行う申請があった分でございます、これに対して農業委員会の意見を求められているものでございます。</p> <p>議案集の8頁から14頁で、新規が4件、再設定、再契約のことでございますけれども、これが54件、合わせて58件で、全体で96筆、面積にして、今回174,327㎡あります。</p> <p>なお、今回の再設定につきましては、○を受け手とする賃貸借の更新分が、その内容となっているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>この中に議事参与の方がお二方おられますので、退室の方、お願いしたいと思います。</p> <p>先に審議をいたしたいと思います。</p> <p>11番 原田文利委員、2番 中島浩司委員のお二方、申し訳ございません、退室の方お願いいたします。</p> <p>(原田文利委員・中島浩司委員 退室)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、11番 原田文利委員、8頁から14頁です。No.228から281、再設定54件、借り手○でございます。</p> <p>それから2番の中島浩司委員、14頁のNo.283、新規1件、借り手○となっております。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>このお二方の件につきまして、何かございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、それでは入室してもらってください。</p> <p>(原田文利委員・中島浩司委員 入室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構は農用地利用集積等促進計画を定める場合には、あらかじめ農業委員会の意見を聞くことになっております。</p> <p>それでは委員の方々のそれぞれのエリアにおきまして、ご確認をお願いしたいと思います。</p> <p>意見があれば、挙手をして、ご発言願いたいと思います。よろしいですか。</p> <p>何かございますか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局</p>	<p>はい、それでは、この件につきましては、意見なしで回答したいと思います。</p> <p>はい。続きまして15頁です。議案第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、4件でございます。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書15頁、議案第6号 現況証明書の発行についてです。今月は4件申請がありました。</p>

(麻生純一)

番号 50、大字友田〇と〇で、地目は、〇の登記簿が畑、〇の登記簿が田、二筆とも現況は宅地、面積は合計 306 m²です。

申請人は、北友田一丁目の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受けて転用したが登記地目を変更しないまま許可書を紛失したためです。

場所ですが、市道北豆田三郎丸線を光岡小学校方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を3つに分けて撮影しております。写真方向①の〇の写真になります。反対側から撮影しました〇の写真です。3枚目が〇の現況の写真になります。宅地であることが確認できました。

申請地は、〇は昭和 50 年 3 月 3 日農政第 14-906 号で 4 条許可を受け、〇は昭和 50 年 12 月 17 日農政第 5-508 号で 5 条許可を受けたものです。

発行基準 2、農地転用許可申請書に記載した目的通り転用され、非農地化した土地に該当するものです。

続きまして番号 51、大字高瀬〇で、地目は、登記簿が田、現況は宅地、面積は 365 m²です。

申請人は 3 人共有であり、東京都の〇さん、大阪府の〇さん、東京都の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受けて転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したためです。

場所ですが、県道日田鹿本線を、高瀬の方から大山町の方に進みました大東自動車さんの付近になります赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。住宅と庭が確認できました。

申請地は、昭和 44 年 2 月 19 日、指令第 816 号で 4 条許可を受けたものです。

発行基準 2、農地転用許可申請書に記載した目的通りと転用され、非農地化した土地に該当するものです。

続いて番号 52、天瀬町赤岩〇で、地目は、登記簿が畑、現況は山林、面積は 184 m²です。

申請人は千葉県〇さんです。申請理由は、現況に合わせ、地目を整理するためです。

場所になりますが、国道 210 号を天瀬振興局方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しております。写真方向①の写真で

す。反対から撮影しました写真方向②の写真になります。雑木が生育した山林が確認できました。発行基準4、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。

続いて番号53、大山町西大山〇と〇で、地目は登記簿が畑、現況は山林、面積は合計3,287㎡です。

申請人は大山町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。

場所に行きます。国道212号を中津江村方面に進み、水辺の郷おおやまさんを過ぎてひびきバイパスを進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので写真を3つに分けて撮影しております。写真方向①の〇の現況写真です。写真方向②の〇の現地の写真です。こちら〇の現況写真になります。杉や桜が植林されている状況が確認できました。

発行基準5、すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているものに該当するものです。

以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんから、ご意見をいただくと思いますので、よろしくをお願いします。

まず50番、光岡地区の伊藤委員、お願いします。

推進委員
(伊藤武士)

光岡地区担当の伊藤です。

50番の〇さんの件ですが、これ、裏側の方が、昔、畑だったところで、現在は住居として使用しております。もうひとつの方の〇、これは住居に入る通路を所有したというか、そういうことで取得して、両方を、要するに登記しないまま、ずっときとったんで、今更ですが、登記が出来ていなかったなので、今回、こういう申請が出たということです。

私としては、普通どおり使ってるので、問題は無いとは思いますが、よろしく願いいたします。

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 続きまして52番、天瀬町赤岩の件、高浪委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (高波博文)</p>	<p>中川地区担当の高浪です。 9月12日に事務局の方と、現場の確認を行いました。 現地には、もう写真の通り雑木が立っておりますので、問題は無いかと思えます。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 続いて53番に西大山地区の河津委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>はい。53番の件ですが、先ほども説明でありましたように、杉と桜の木が、もう随分多くて、畑ではない状態なので、非農地だと思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 議案第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、4件でございます。 この4件につきまして、何かございますか。 ありませんか。 (はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは発行して、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは、現況証明書を発行いたしたいと思います。</p> <p>続きまして17頁です。議案第7号 10月調査委員の選任についてでございます。 私からの指名で、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、日田市の農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。</p> <p>指名させていただきます。</p> <p>11番 原田文利委員、13番 平川修委員、15番 川津清則委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、報告に移ります。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 7 年 12 月 8 日

議 長 会 長

署 名 委 員 3 番

署 名 委 員 5 番